

新旧対照表

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書
(昭和 58 年 10 月 28 日)の一部改定

新	旧
<p>第 1 条 ~ 第 4 条 (略)</p> <p>(取組状況等の報告)</p> <p>第 5 条 甲又は乙は、丙に対し、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、安全確保対策の取組状況等について、報告を求めることができるものとする。</p> <p>第 6 条・第 7 条 (略)</p> <p>(測定結果の公表)</p> <p>第 8 条 甲及び丙は、第 6 条第 1 項の規定に基づき実施した監視調査結果について、毎年度評価会議において周辺環境に与える影響の評価を経たのち公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき甲又は丙が実施した監視調査結果について特異な状況が認められた場合には、甲、乙及び丙は相互に連絡を行ったうえ、これを速やかに公表するものとする。</p> <p>第 9 条 ~ 第 11 条 (略)</p> <p>(原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の設置)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>(立入調査を行う者等の選任)</p> <p>第 13 条 甲又は乙は、第 10 条第 1 項の規定に基づく立入調査を行う者並びに第 11 条第 1 項の規定に基づく状況確認及び同条第 2 項の規定に基づく測定の立会いを行う者を甲又は乙の職員からそれぞれ選任するものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、技術委員会の委員を同行することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 甲又は乙は、第 10 条第 1 項の規定に基づく立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を生じたとき、又は著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。</p> <p>(適切な措置の要求)</p> <p>第 14 条 甲又は乙は、第 10 条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ、丙に対し原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとする。た</p>	<p>第 1 条 ~ 第 4 条 (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>第 5 条・第 6 条 (略)</p> <p>(測定結果の公表)</p> <p>第 7 条 甲及び丙は、第 5 条の規定に基づき実施した監視調査結果について、毎年度評価会議の評価を経たのち公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監視調査結果について緊急の事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえこれを公表することができるものとする。</p> <p>第 8 条 ~ 第 10 条 (略)</p> <p>(原子力発電所の安全確保に関する技術委員会の設置)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(立入調査を行う者等の選任)</p> <p>第 12 条 甲又は乙は、第 9 条第 1 項の規定に基づく立入調査を行う者並びに第 10 条第 1 項の規定に基づく状況確認及び同条第 2 項の規定に基づく測定の立会いを行う者を甲又は乙の職員からそれぞれ選任するものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、技術委員会の委員を同行することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 甲又は乙は、第 9 条第 1 項の規定に基づく立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を生じたとき、又は著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。</p> <p>(適切な措置の要求)</p> <p>第 13 条 甲又は乙は、第 9 条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ、丙に対し原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、</p>

だし、特に必要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。

2・3 (略)

(発電所トラブル等内部情報受付窓口の設置)

第 15 条 甲は、発電所の安全の確保に資するため、発電所トラブル等に関する内部情報を受け付ける窓口(以下「窓口」という。)を設置するものとする。

2 甲は、受け付けた内部情報について、丙に調査の実施を求めることができるものとする。この場合において、窓口への通報者(以下「通報者」という。)に係る個人情報、丙に提供しないものとする。

3 丙は、甲から調査の求めがあったときは、誠意をもってこれに応じ、その結果(必要な改善策を含む。)を甲に報告するものとする。なお、甲が求めた調査が丙の請負企業等に係るものであるときは、丙は可能な限りこれに応じるものとする。

4 甲は、前項の規定により丙から報告を受けたときは、その内容を公表するとともに、データベース化を図り情報の共有化に努めるものとする。

5 丙は、通報者が特定された場合であっても、当該通報者及び当該通報者が属する請負企業等(以下「通報者等」という。)に対し、通報したという行為を理由に、不利益を課してはならない。

6 丙は、甲の受け付けた内部情報に秘密保持情報(丙と丙の請負企業等との契約上秘密保持が求められている情報をいう。以下同じ。)が含まれる場合であっても、その秘密保持情報が当該通報を行うために必要なものと認められる場合にあっては、通報者等に対し、秘密保持義務違反を理由に、不利益を課してはならない。

7 甲及び丙は、窓口の設置及び運営について、丙の従業員、丙の請負企業等の従業員その他の関係者に対し、周知することに努めるものとする。

8 窓口の設置及び運営に関し必要な事項は、この協定に定めるもののほか、別に定めるものとする。

第 16 条 ~ 第 18 条 (略)

(その他)

第 19 条 (略)

2 新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)、新潟県国民保護計画、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)、柏崎市国民保護計画、刈羽村地域防災計画(原子力災害対策編)、刈羽村国民保護計画及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づく措置は、この協定に基づく措置に優先するものとする。

特に必要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。

2・3 (略)

(加える。)

第 14 条 ~ 第 16 条 (略)

(その他)

第 17 条 (略)

2 新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)、刈羽村地域防災計画(原子力災害対策編)及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づく措置は、この協定に基づく措置に優先するものとする。